

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 さくら市 (都道府県: 栃木県)
 本事業の担当部局名 総合政策部総合政策課政策推進室市民活躍推進

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	さくら市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,100,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市の人口は平成25年の44,935人をピークに、横ばいから徐々に減少傾向に転じ、出生数においても平成20年の456人をピークに、近年は減少傾向となっている。また、令和2年国勢調査では、本市の20歳から39歳までの未婚率は、男性が58.6%、女性が41.1%となっており、平成27年から比較して男性は1.9ポイント、女性は2.4ポイント増加している。本市において未婚、晩婚対策は大きな課題である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 本市では、「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「結婚・出産の希望をかなえ、子育てと教育の支援を充実させる」ことを基本目標に掲げ、結婚から子育てまで包括的な支援を行うこととしている。その他、「さくら市進化プラン」を策定し、「働き・子育て環境の進化」に「結婚支援体制の確立」を掲げ、未婚男女の結婚への意識を高め、結婚を望む市民の希望を叶えるため「さくら市結婚サポートプラン」を策定し、成婚につながる活動の促進を行うこととしている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 上記「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、少子化対策として結婚支援事業を行うこととしており、本事業については、この基本目標に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用
	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用		
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
・市税を滞納していないこと。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	9	世帯	②継続世帯見込	1	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	7	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

7件×60万円×2/3 + 2件×30万円×2/3 + 1件(継続)×30万円×2/3 = 3,400,000円
 ・令和4年度に婚姻した189件のうち、市内に住所を有し、婚姻時に夫婦共に39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯が6割を超えている。
 ・予算の制約により、今回の支給見込世帯数は9件(29歳以下7件、39歳以下2件)とする。(令和4年度の実績のうち、8割が夫婦ともに29歳以下であったため7件とする。)
 ・新婚世帯からの申請状況によっては、追加の応募及び予算措置を検討する。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	9 世帯
～12月(実績)	6 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	7 世帯 × 600,000 円 =	4,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円	
	(継続補助)	300,000 円	
	合計	5,100,000 円	

3. 広報の実施予定

市の関連窓口や関連事業所等に設置(移住定住相談時、婚姻届提出時に配布等)。市広報誌及び市ホームページ、市SNS等で周知。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合		%	88(令和7年)	87(令和4年)
合計特殊出生率		%	1.78(令和7年)	1.44(令和4年)	
婚姻件数		件	200(令和7年)	189(令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.44(令和4年)	
	婚姻件数		件	189(令和4年)	
	婚姻率			4.3(令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	28	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページ等での広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内事業所に対し、チラシ配布について協力していただき、幅広い対象世帯に情報を提供する取組を実施する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。